相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区前野町一丁目一番、最後の住所東京都板橋区前野町一丁目一番二―二〇三号　被相続人　亡　渡邉　文江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三日

東京都新宿区新宿一―一五―九さわだビル五階東京共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　古田　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区六本木七丁目一二番地一四、最後の住所東京都北区王子五丁目二番六―七四〇号　被相続人　亡　塩見　桃代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三日

事務所東京都新宿区新宿一―一五―九さわだビル五階東京共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　古田　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東久留米市野火止二丁目八番、最後の住所東京都東久留米市野火止二丁目八番一〇号　被相続人　亡　鈴木　鶴松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三七番七号テミスビル一階高木法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙木　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県西茨城郡友部町大字仁古田一〇四七番地、最後の住所茨城県西茨城郡友部町大字仁古田一〇七九番地三　被相続人　亡　小松崎弘樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三日

横浜市中区末広町二丁目五番地大信ビル三階　相続財産管理人　司法書士　吉岡秋市郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区本町一丁目五四番地、最後の住所横浜市都筑区池辺町三八七八番地二　被相続人　亡　片海　幹夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三日

横浜市中区相生町四―七五　ＪＴＢ・ＹＮ馬車道ビル四階　杉原・須々木法律事務所　相続財産管理人　弁護士　須須木永一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄下郡箱根町仙石原一八三番地、最後の住所神奈川県足柄下郡箱根町仙石原一八三番地　被相続人　亡　勝俣　正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三日

神奈川県小田原市本町一丁目五番二五号　相続財産管理人　弁護士　中野智一朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡海田町曙町五五六番地、最後の住所神奈川県横須賀市東逸見町一丁目一番地三―六〇四　被相続人　亡　山田　清潤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三日

神奈川県横須賀市若松町一丁目一番地カマヤビル六階　相続財産管理人　弁護士　原　勝己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区雪町二〇二九番地、最後の住所新潟市中央区万代一丁目一番四号万代ファーストハイツ七〇五号　被相続人　亡　田村　義弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三日

新潟市西区青山五丁目八番一号オーシャンビュー青山二〇四号室　菊田頼司法律事務所　相続財産管理人　弁護士　菊田　頼司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区塚本通七丁目三番地、最後の住所富山市上冨合三丁目一一番五一―一〇三号クリスタルハイツ　被相続人　亡　藤本　利幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三日

事務所富山県射水市中野六二五―一　相続財産管理人　弁護士　越後　雅俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市港区石田一丁目一番地、最後の住所大阪市住吉区東粉浜一丁目七番六号シティライフ帝塚山一〇三号　被相続人　亡　**中西**　徹雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三日

大阪市中央区道修町二丁目一番一〇号Ｔ・Ｍ・Ｂ道修町ビル七階　相続財産管理人　弁護士　橋森　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市玉水町七七番地、最後の住所神戸市兵庫区湊町三丁目三番一六号七番館四階川内方　被相続人　亡　小田　智己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三日

神戸市中央区多聞通二丁目四番四号ブックローン神戸ビル東館七階　かけはし法律事務所　相続財産管理人　伊藤　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県西海市大瀬戸町瀬戸福島郷一四二七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大林　和幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三日

長崎県佐世保市吉井町吉元四五番地四　相続財産管理人　西山　秀樹

債権申出の公告（第二回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により平成二十八年七月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務は大丸藤井株式会社規約型確定給付企業年金が承継しております。

平成二十八年八月三日

札幌市白石区菊水三条一丁目八番二〇号　大丸藤井企業年金基金　清算人　坪井　美樹

第32期決算公告　平成28年8月3日

三重県松阪市鎌田町1000番地1

株式会社松阪東海サービス

代表取締役　中山　幸紀

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	45,299
	固定資産	174,103
	合計	219,402
負債及び純資産の部	流動負債	51,779
	固定負債	43,263
	株主資本	124,360
	資本金	10,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	114,360
	利益準備金	2,631
	その他利益剰余金	111,728
	（うち当期純損失）	(1,580)
	合計	219,402